

平成30年度 旭川市電力の調達に係る環境配慮方針（案）

（目的）

第1条 この方針は、旭川市（以下「市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この方針において「環境に配慮した電力契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札適合の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

（適用範囲）

第3条 この方針は、市が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

（入札適合者）

第4条 この方針における入札適合者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年7月改訂）に示された電源構成の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(2) 次条で定める環境評価項目について、別表「旭川市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した得点の合計が70点以上であること。

（環境評価項目）

第5条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

評価項目

- (1) 平成27年度の1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数
- (2) 平成27年度の未利用エネルギーの活用状況
- (3) 平成27年度の再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (5) 需要家への情報提供

附則

この方針は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条関係）

旭川市環境に配慮した電力調達契約評価基準

評価基準表

項目	区分	配点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh)(調整後排出係数)	0.450未満	70
	0.450以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.550未満	60
	0.550以上	55
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	20
	0%を超え 1.35%未満	10
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%を超え 1.50%未満	5
	活用していない	0
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	10
	一部で導入している	5
	導入していない	0
需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

備考

1 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO₂/kWh)(調整後排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前年度の調整後排出係数をいう。

2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した値とし、次の方法により算出する。

前年度の未利用エネルギー活用状況[%]=

$$\frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh]}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)[kWh]}} \times 100$$

3 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。)をいう。

(1) 工場等の廃熱又は排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による新エネルギー等の利用に関

する特別措置法(平成14年法律第62号)で定める新エネルギー等に該当するものを除く。)

(3) 高炉ガス又は副生ガス

4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

5 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位は全てkWh)をいう。

(1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)

(2) 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギー導入状況[\%]} = \frac{(1) + (2)}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

6 環境マネジメントシステムの導入状況とは、ISO14001、エコアクション 21、エコステージ又は KES の認証を取得していることをいう。

7 需要家への情報提供とは、個別の需要者に対する省エネルギー及び節電に関する効果的な情報提供を行っていることをいう。具体例として、「電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)」、「需要逼迫時における節電依頼メール」等が挙げられる。不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は対象に含まない。